

中間報告書の取りまとめに向けた論点整理

No.	箇所	内 容	修 正 前	修 正 後
1	第1章 総則 1. 目的 条文	○町長を入れても良いのでは ○自主自立を入れてもよいのでは	この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、 <u>町民、議会及び行政</u> の役割並びに責務を明らかにし、安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、 <u>町民主体の自治</u> を実現することを目的とします。	この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、 <u>町民、議会、町長及び行政</u> の役割並びに責務を明らかにし、安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、 <u>町民主体の自主自立の自治</u> を実現することを目的とします。
2		前文や理念で規定しているので、目的では「自治の実現」だけを規定するので良いのではないか。	この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、町民、議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、 <u>安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</u>	この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、町民、議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、 <u>安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</u>
3		「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	美幌町の <u>まちづくり</u> に関する	美幌町の <u>自治</u> に関する
4		下線部は抽象的な表現であり、「基本的な事項及び制度を定める」とは何か不明である	この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、町民、 <u>議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</u>	この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の <u>権利及び役割、議会及び行政の責務を明らかにし、議会及び行政の基本的運営に関する事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</u>
5		・別の章で、町民は権利と責務、議会及び行政については責務について規定していることから、それに合わせる。 ・抽象的な表現を避ける。	この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、町民、 <u>議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</u>	この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の <u>権利及び責務、議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会及び行政運営に関する基本的事項等、美幌町の自治の推進に関する事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</u>
6		文言整理	また、これからも厳しい財政状況が続く一方、少子高齢化の時代を迎え、自治体の課題は今後益々増加し多様化することが予想されます。限られた財源をどう有効に活用するか、 <u>住民の合意を形成する自治体の運営</u> と政策活動のルールづくりが必要となります。 本条例は、美幌町のまちづくりの基本となる理念や原則を定め、 <u>それに基づき</u> まちづくりを進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割を <u>担っているか</u> を明らかにするものです。	また、これからも厳しい財政状況が続く一方、少子高齢化の時代を迎え、自治体の課題は今後益々増加し多様化することが予想されます。限られた財源をどう有効に活用するか、 <u>住民の合意形成に基づく自治体の運営</u> と政策活動のルールづくりが必要となります。 本条例は、美幌町のまちづくりの基本となる理念や原則を定め、 <u>それに基づき</u> まちづくりを進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割を <u>担っていくのか</u> を明らかにするものです。

No.	箇所	内 容	修 正 前	修 正 後
7	第1章 総則 1. 目的 解説・考え方	「まちづくり」を修正	地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの上下主従の関係から、対等・協力の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自己の考え方、判断により<u>まちづくり</u>を行わなければならなくなりました。つまり、自己決定・自己責任が求められているのです。 ～中略～ 本条例は、美幌町の<u>まちづくり</u>の基本となる理念や原則を定め、それに基づき<u>まちづくり</u>を進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割を担っているかを明らかにするものです。 また、町民が<u>まちづくり</u>の主体であり、<u>まちづくり</u>の一部を議会や町長に信託しましたが、<u>まちづくり</u>の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。	地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの上下主従の関係から、対等・協力の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自己の考え方、判断により<u>町政</u>を行わなければならなくなりました。つまり、自己決定・自己責任が求められているのです。 ～中略～ 本条例は、美幌町の<u>自治</u>の基本となる理念や原則を定め、それに基づき<u>町政運営</u>を進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割を担っているかを明らかにするものです。 また、町民は<u>すべての地域社会の自治</u>の主体であり、<u>地域社会の自治</u>の一部を議会や町長に信託し、<u>町政を設立</u>しましたが、<u>美幌町の自治(町政及び地域社会)</u>の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。
8		「まちづくり」を修正	本条例は、美幌町の<u>まちづくり</u>の基本となる理念や原則を定め、それに基づき<u>まちづくり</u>を進めていく上で基本となる<u>事項や制度</u>、そして、町民、議会及び行政がどのような<u>役割</u>を担っているかを明らかにするものです。 また、町民が<u>まちづくり</u>の主体であり、<u>まちづくり</u>の一部を議会や町長に信託しましたが、<u>まちづくり</u>の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。	本条例は、美幌町の<u>自治</u>の基本となる理念や原則を定め、それに基づき<u>自治を推進する</u>上で基本となる<u>事項や制度</u>、そして、町民、議会及び行政がどのような<u>責務</u>を担っているか<u>等</u>を明らかにするものです。 また、町民は<u>すべての地域社会の自治</u>の主体であり、<u>地域社会の自治</u>の一部を議会や町長に信託しましたが、<u>美幌町の自治</u>の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。
9	第1章 総則 1. 目的 町民会議では	※「自治」「まちづくり」のいずれとするか、「主体」「主権」「主役」のいずれとするかは、今後引き続き協議を進めることとします。→「主体」にするべき（小森委員）		
10		範囲の検討		「水道事業管理者」「病院事業管理者」や「公平委員会」を入れる必要がないか。
11	第1章 総則 2. 用語の定義 (2) 条文	行政に町長が入っているからと定義づけられているが、一般の町民としては、目的の所で、議会、町長と入れた方が分かりやすいのではないかと思います。		

No.	箇所	内 容	修 正 前	修 正 後
12	第1章 総則 2. 用語の定義 条文、解説・考え方	まちづくりの用語の定義を削除する	(3) まちづくり 町民、議会及び行政が、それぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら、自治を創る公共的な活動をいいます。	削除
13	第1章 総則 2. 用語の定義 解説・考え方	「まちづくり」を修正	「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を <u>まちづくり</u> に活かすことができます。	「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を <u>美幌町の自治(町政及び地域社会)</u> に活かすことができます。
14	第1章 総則 2. 用語の定義 町民会議では	文言整理	【解説・考え方】 ・この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを<u>明らかにします</u>。 ～中略～ ・「まちづくり」は、目的で定めた「町民主体の自治」を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら<u>自治を創る公共的な活動をいいます</u>。 【町民会議では】 さらに、町民が地域の課題を互いに協力しながら自分たちで解決する「共助」の領域と、議会や行政が課題を解決する「公助」の領域を「まちづくり」としました。	【解説・考え方】 ・この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを<u>明らかにしています</u>。 ～中略～ ・「まちづくり」は、目的で定めた「町民主体の自治」を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら<u>地域の課題を町民自らが解決する「共助」の領域と、議会や行政が課題を解決する「公助」領域を含めた自治を創る公共的な活動をいいます</u>。 【町民会議では】 さらに、町民が地域の課題を互いに協力しながら自分たちで解決する「共助」の領域と、議会や行政が課題を解決する「公助」の領域を「まちづくり」としました。
15		「まちづくり」を修正	さらに、町民が地域の課題を互いに協力しながら自分たちで解決する「共助」の領域と、議会や行政が課題を解決する「公助」の領域を <u>「まちづくり」</u> としました。	削除
16	第1章 総則 3. 基本理念 条文	3. 基本理念(2)の「町民」と 4. 基本原則(1)の「町民」、 4. 基本原則「解説・考え方」の 2行目の「町民」 用語の定義からみて、適当なのかどうか。(もし、住民を定義するとすれば、町民の定義も要変更)	「町民は」とある。	「住民」とすることではダメか。又、住民とする場合、用語の定義で定義する必要があるのか。他にも同じようなことが出てくるのでは(要検討)
17		まちづくりはあいまいであるので別な言葉が良いのではないか	(1) 町民は、 <u>まちづくり</u> の課題を自ら解決していくことを基本として、 <u>まちづくり</u> の一部を議会及び行政に信託していること。	(1) 町民は、 <u>地域社会の自治</u> の課題を自ら解決していくことを基本として、 <u>地域社会の自治</u> の一部を議会及び行政に信託していること。

No.	箇所	内 容	修 正 前	修 正 後
18		町政に自ら主体的にかかわること で何を実現したいのかが無いのでは ないか	(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的 にかかわること。	(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的 にかかわることによって、 <u>安心で住むよろこびが実 感できる美幌町を創る</u> こと。
19	第1章 総則 3. 基本理念 解説・考え方	文言整理	これからは、受身であったり、一方的に 頼るのではなく、町民が <u>自主的に支え合い</u> 、町が自 立することが必要です。町民が自立し、地域経済が 自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしま り担い、協働していくことが何よりも大切になり ます。	これからは、受身であったり、一方的に 頼るのではなく、 <u>町民が自主的に行動し</u> 、町が自 立することが必要です。町民が自立し、地域経済が 自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしま り担い、協働していくことが何よりも大切になり ます。 (基本理念は必要と考える)
20		「まちづくり」を修正	主権者である町民を主体として <u>まちづくりを行うに 当たり、本来は町民が自ら課題を解決する</u> ことが基 本ですが、 <u>まちづくり</u> の一部を選挙を通じて議会と 町長に信託しています。負託を受けた議会及び町長 はその責務を改めて認識することが必要です。	主権者である町民が主体として <u>自ら地域社会の課題 を解決する自治を行う</u> ことが基本ですが、 <u>地域社会 の自治</u> の一部を選挙を通じて議会と町長に信託して います。負託を受けた議会及び町長はその責務を改 めて認識することが必要です。
21		「まちづくり」を修正		
22		「自律的運営」の解説を加える	また、これまで国や道に頼りがちであった市町村 も、地方分権の流れの中で「自己決定・自己責任」 の原則の下、 <u>自主自立の運営</u> が必要となっていま す。	また、これまで国や道に頼りがちであった市町村 も、地方分権の流れの中で「自己決定・自己責任」 の原則の下、 <u>自らの意思に基づく町政運営、即ち自 律的な町政運営</u> が必要となっています。
23	第1章 総則 条文 4. 基本原則	「美幌町のまちづくりに関する」 のまちづくりはあいまいであるの で別な言葉とする方がよいのでは ないか	(1) 町民主体の原則 町民は、 <u>まちづくり</u> の主 体であり、 <u>まちづくり</u> の一部を議会及び行政へ信託 します。	(1) 町民主体の原則 町民は、 <u>地域社会の自治</u> の主体であり、 <u>地域社会の自治</u> の一部を議会及び行 政へ信託します。
24			(2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、 <u>まちづくり</u> に関する情報を共有します。	(2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、 <u>町政</u> に関する情報を共有します。
25			(3) 参加の原則 <u>まちづくり</u> は、町民の参加の 下に行われることを基本とします。	(3) 参加の原則 <u>町政</u> は、町民の参加の下に行 われることを基本とします。
26			(4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それ ぞれの役割及び責任において、協働して <u>まちづくり</u> を行います。	(4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それ ぞれの役割及び責任において、協働して <u>自立した地 域社会を実現</u> します。

No.	箇 所	内 容	修 正 前	修 正 後
27	第1章 総則 4. 基本原則 解説・考え方	「まちづくり」を修正	町民、議会及び行政が、 <u>まちづくり</u> を推進していくうえでの基本原則を定めています。 「町民主体の原則」は、 <u>まちづくり</u> を推進していくうえで最も基本となるものです。町民はまちづくりの一部を議会や行政に信託しているものの、 <u>まちづくり</u> の主体はあくまで町民です。その原則を活かすためにも、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」は必須のものであり、 <u>まちづくり</u> を進めていくうえでの原則と考えます。	町民、議会及び行政が、 <u>美幌町(町政及び地域社会)の自治</u> を推進していくうえでの基本原則を定めています。 「町民主体の原則」は、 <u>美幌町(町政及び地域社会)の自治</u> を推進していくうえで最も基本となるものです。町民は <u>地域社会</u> の一部を議会や行政に信託しているものの、 <u>美幌町(町政及び地域社会)の自治</u> の主体はあくまで町民です。その原則を活かすためにも、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」は必須のものであり、 <u>美幌町(町政及び地域社会)の自治</u> を進めていくうえでの原則と考えます。
28	第2章 情報共有 条文 (情報の共有)	「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	互いに <u>まちづくり</u> に関する情報を伝え合い、情報を共有します	互いに <u>町政</u> に関する情報を伝え合い、情報を共有します
29	第2章 情報共有 解説・考え方 (情報の共有)	「まちづくり」を修正	また、情報の共有には、議会や行政からだけではなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び住民が一体となって <u>まちづくり</u> を進めていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。	また、情報の共有には、議会や行政からだけではなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び住民が一体となって <u>町政運営</u> を行っていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。
30	第2章 情報共有 条文 (情報の公開)	現在、条例があるので () 書を削除	2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により <u>(別に条例に定めるところにより)</u> 、情報を公開します。	2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により <u>(別に条例に定めるところにより)</u> 、情報を公開します。
31			議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、 <u>美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により(別に条例に定めるところにより)</u> 、情報を公開します。	(別に条例に定めるところにより)を削除
32		他の箇所にも「別に条例で定めるところにより」とあるため、表現を統一する。		「美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により」を削除
33	第2章 情報共有 条文 (個人情報保護)		議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、 <u>美幌町個人情報保護条例(平成17年条例第29号)の規定により(別に条例に定めるところにより)</u> 、適正な保護を図ります。	(別に条例に定めるところにより)を削除
34		他の箇所にも「別に条例で定めるところにより」とあるため、表現を統一する。		「美幌町個人情報保護条例(平成17年条例第29号)の規定により」を削除

No.	箇 所	内 容	修 正 前	修 正 後
35	第2章 情報共有 条文 (会議の公開)	「1 議会は、本会議、委員会、 <u>その他の会議</u> を原則公開とします」とあるが、その他の会議とは全員協議会を指すのか、委員会とは常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を指すのか	解説なし	
36	第2章 情報共有 解説・考え方 (説明責任)	条文と解説の内容の整合が取れていないのではないか	説明責任は、町民と議会及び行政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この責任を認識し、 <u>情報提供、情報公開などを運用していく</u> ことを規定しています。	説明責任は、町民と議会及び行政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この責任を認識し、 <u>町民から説明を求められた場合には、誠実に説明する</u> ことを規定しています。
37	第5章 町 民 条文 (町民の権利)	町民が参加するだけでなく、今後は町民自ら参画する時代なので、参画とした方が良いのでは。	2 町民は、町政に <u>参加</u> する権利を有します。	2 町民は、町政に <u>参画</u> する権利を有します。
38		字句修正	1 町民は、町政に関する情報 <u>について</u> 知る権利を有します。	1 町民は、町政に関する情報 <u>を</u> 知る権利を有します。
39	第5章 町 民 条文 (町民の責務)	「町民はまちづくりの主体として」とあるが、我町は全町が自治で地域活動があるので	1 町民は、 <u>まちづくり</u> の主体として、自ら考え行動し、積極的に地域活動に参加するよう努めます。	1 町民は、 <u>自治</u> の主体として、自ら考え行動し、積極的に地域活動に参加するよう努めます。
40		字句修正（水澤）権限を持つ町長、議員と主権者であり、権限のない町民に責務とするのは厳しいのではないか	(町民の <u>責務</u>)	(町民の <u>役割</u>)
41		「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	1 町民は、 <u>まちづくり</u> の主体として、自ら考え行動し、積極的に地域活動に参加するよう努めます。	1 町民は、 <u>地域社会</u> の主体として、自ら考え行動し、積極的に地域活動に参加するよう努めます。
42		「まちづくり」という表現は避ける		1 町民は、 <u>地域社会の自治</u> の主体として、自ら考え行動し、積極的に地域活動に参加するよう努めます。
43		「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	2 町民は、 <u>まちづくり</u> に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。	2 町民は、 <u>美幌町の自治</u> に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。
44	第5章 町民 条文 (事業者の責務)	事業者の用語の定義を条文中にて規定する必要はないか。用語の定義の項で規定するのも可。		1 事業者とは、美幌町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活動を行う団体をいいます。

No.	箇 所	内 容	修 正 前	修 正 後
45	第5章 町 民 解説・考え方 (町民の責務)	「美幌町のまちづくりに関する」 のまちづくりはあいまいであるの で別な言葉とする方がよいのでは ないか	町民が権利を主張するだけではなく、その責務を 果たすことで <u>まちづくり</u> は進みます。 町民は、町民自身が <u>まちづくり</u> の主体であること を認識し、自ら考え行動し、積極的に <u>まちづくり</u> に 参加すること、 <u>まちづくり</u> に参加するにあたっては 自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互い を尊重し、協力することを規定しています。	町民が権利を主張するだけではなく、その責務を 果たすことで <u>まちづくり</u> は進みます。 町民は、町民自身が <u>美幌町(町政及び地域社会)</u> <u>の自治</u> の主体であることを認識し、自ら考え行動 し、積極的に <u>美幌町(町政及び地域社会)の自治</u> に 参加すること <u>と</u> 、参加するにあたっては自らの発言 や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、 協力することを規定しています。
46		「まちづくり」という表現は避ける		町民が権利を主張するだけではなく、その責務を 果たすことで <u>美幌町の自治</u> は進みます。 町民は、町民自身が <u>美幌町の自治</u> の主体であるこ とを認識し、自ら考え行動し、積極的に <u>町政及び地 域社会の活動</u> に参加すること、参加するにあたって は自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互 いを尊重し、協力することを規定しています。
47	第5章 町民 解説・考え方 (事業者の責務)	文言整理 「事業者」は自助、公助の両方に 係わることがある。	(事業者の責務) この条例において、事業者とは、美幌町内におい て、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活 動を行う <u>団体をいいます。</u> <u>公共の領域</u> において、今後民間の果たす役割は一 層重要になります。・・・	(事業者の責務) この条例において、事業者とは、美幌町内におい て、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活 動を行う <u>個人、法人及び団体をいいます。</u> <u>まちづくりの活動</u> において、今後民間の果たす役 割は一層重要になります。・・・
48		記載箇所の変更 【町民会議では】から【解説・考 え方】へ変更	【町民会議では】 ～中略～ <u>町民が権利に対して果たすべき事項が「役割」な のか「責務」なのか「義務」なのか議論がありまし た。「権利」と対になるのは文言的には「義務」で すが、まちづくりの観点から、町民・議会・行政三 者の果たす責任を等しく「責務」としました。</u>	【解説・考え方】 (町民の責務) 町民の権利と対になる責務について規定していま す。 <u>町民の責務としたのは「権利」と対になるのは文 言的には「義務」ですが、まちづくりの観点から、 町民・議会・行政三者の果たす責任を等しく「責 務」としました。</u> 町民が権利を主張するだけではなく、その責務を 果たすことで <u>まちづくり</u> は進みます。
49	第5章 町民 町民会議では	「まちづくり」という表現は避ける	<u>まちづくり</u> においては、情報共有、町民参加が大 きな柱であり、これらを権利として規定することは 町民会議委員の大方の意見でした。一方で、 <u>まちづ くり</u> は町民が主体であり、地域活動等への参加、応 分の負担を負う等の責任があることを認識してもら う必要がある、などの意見が出されました。 町民が権利に対して果たすべき事項が「役割」な のか「責務」なのか「義務」なのか議論がありまし た。「権利」と対になるのは文言的には「義務」で すが、 <u>まちづくり</u> の観点から、町民・議会・行政三 者の果たす責任を等しく「責務」としました。	<u>自治の推進</u> においては、情報共有、町民参加が大 きな柱であり、これらを権利として規定することは 町民会議委員の大方の意見でした。一方で、 <u>町の自 治</u> は町民が主体であり、地域活動等への参加、応分 の負担を負う等の責任があることを認識してもらう 必要がある、などの意見が出されました。 町民が権利に対して果たすべき事項が「役割」な のか「責務」なのか「義務」なのか議論がありまし た。「権利」と対になるのは文言的には「義務」で すが、 <u>町の自治を推進する</u> 観点から、町民・議会・ 行政三者の果たす責任を等しく「責務」としまし た。

No.	箇所	内容	修正前	修正後
50	第7章 議会 条文 (議会の責務) 1	「町民の代表者」だけで終わらず 少し言葉を入れてほしい	1 議会は、 <u>選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された</u> 議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町的意思を決定します。	1 議会は、 <u>町民の代表者として全町的視野に立った</u> 議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町的意思を決定します。
51	第7章 議会 条文 (議会の責務) 2	抽象的な表現の修正	<u>将来に向けたまち</u> の展望	<u>美幌町の将来に向けて</u> の展望
52	第7章 議会 条文 (町民との情報共有と町民参加) 1	文言整理	1 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、 <u>町民の専門的</u> 又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。	1 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、 <u>町民との信頼関係を確保し、専門的</u> 又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。
53	第7章 議会 条文 (町民との情報共有と町民参加) 3	町民には、町民団体、NPO等も用語の定義からいって含まれるのではないか。	3 議会は、 <u>町民</u> 、町民団体、NPO等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これにより政策提案の拡大を図るものとします。	3 議会は、 <u>住民</u> 、町民団体、NPO等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これにより政策提案の拡大を図るものとします。
54	第7章 議会 条文 (町民との情報共有と町民参加) 3	「町民」の定義に団体も含んでいないのではないか。	3 議会は、町民、 <u>町民団体、NPO</u> 等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これにより政策提案の拡大を図るものとします。	3 議会は、町民、 町民団体、NPO 等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これにより政策提案の拡大を図るものとします。
55	第7章 議会 条文 (議会の責務) 3 解説・考え方 (議会の責務)	文言整理	条文 3 議会は、町民と地域の課題を共有するとともに、 <u>町民参加によって</u> 議会運営を行います。 解説・考え方 ・議会が、町民と課題を共有するとともに、 <u>町民参加により</u> 議会運営を行うことを規定しています。	条文 3 議会は、町民と地域の課題を共有するとともに、 <u>町民参加に十分に配慮した</u> 議会運営を行います。 解説・考え方 ・議会が、町民と課題を共有するとともに、 <u>町民参加に十分に配慮した</u> 議会運営を行うことを規定しています。
56	第7章 議会 条文 (町民との情報共有と町民参加) 4	文言修正	議会は、重要な議案に対する各議員の意見の議会広報での公表、インターネットによる議会中継を <u>実施する等</u> 、議員の活動に対して町民の評価が的確になるよう情報を提供するものとします。	議会は、重要な議案に対する各議員の意見の議会広報での公表、インターネットによる議会中継の <u>実施等</u> 、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報を提供するものとします。
57	第8章 行政 条文 (行政の責務)	「事務」のみで使用している場合と「事務及び事業」という使用とが混在している。		
58	第8章 行政 条文 (行政の責務)	「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	2 行政は、町民の意思を反映した <u>まちづくり</u> を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務及び事業を執行しなければなりません。	2 行政は、町民の意思を反映した <u>行政運営</u> を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

No.	箇所	内 容	修 正 前	修 正 後
59	第8章 行政 条文 (行政の責務) 2	文言整理	2 <u>行政は、町民の意思</u> を反映したまちづくりを行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務及び事業を執行しなければなりません。	2 <u>行政は、広く町民の意思</u> を反映したまちづくりを行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務及び事業を執行しなければなりません。
60	第8章 行政 解説・考え方 (行政の責務)	「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	また、行政は町民の意思を <u>まちづくり</u> に反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携協力して事務及び事業を執行すること、さらに事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。	また、行政は町民の意思を <u>行政運営</u> に反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携協力して事務及び事業を執行すること、さらに事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。
61	第8章 行政 条文 (就任時の宣誓)	文言整理	1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された <u>地方自治権</u> の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。	1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された <u>地方自治</u> の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。
62	第8章 行政 解説・考え方 (就任時の宣誓)	文言整理	町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを <u>再認識すること</u> を目的としています。	町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを <u>再認識する場を設けること</u> を目的としています。
63	第8章 行政 解説・考え方 (就任時の宣誓)	・「まちづくり」を修正 ・町長に関して規定しているので、「行政運営」とする。	この条例を <u>まちづくり</u> の基本ルールとして将来にわたり機能させ、町民からの信託に則した <u>町政運営</u> を担保させるため、	この条例を <u>行政運営</u> の基本ルールとして将来にわたり機能させ、町民からの信託に則した <u>行政運営</u> を担保させるため、
64	第8章 行政 町民会議では (職員の責務)	「美幌町のまちづくりに関する」のまちづくりはあいまいであるので別な言葉とする方がよいのではないか	行政については、 <u>まちづくり</u> の基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的に事務を執行すること、などについて意見が出されました。	行政については、 <u>行政運営</u> の基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的に事務を執行すること、などについて意見が出されました。
65	第9章 行財政運営 条文 (行政手続)	別に条例では他の項との整合性がとれないので、行政手続条例といった条例名にしてはどうか	2 前項に関して必要な事項は、 <u>別に条例</u> で定めます。	2 前項に関して必要な事項は、 <u>美幌町行政手続条例（平成8年美幌町条例第12号）</u> で定めます。
66	第9章 行政運営 条文 (総合計画) 1	広く町民の立場に立って、最後に言葉を入れた方がよいのではないか。	1 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、 <u>総合計画を策定します</u> 。	1 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、 <u>総合計画を策定し、まちづくりを進めます</u> 。

No.	箇所	内 容	修 正 前	修 正 後
67	第9章 行財政運営 条文 (総合計画) 5	・地方自治法が改正されれば、市町村の基本構想策定義務が廃止される。この点をどう考えるか。 ・あわせて、基本構想の議会での議決も法では廃止される。引き続き、基本構想を作成するならば、議会の議決を経て基本構想を定める旨、規定する必要はないか。	(規定なし)	6 基本構想を定めるにあたっては、議会の議決を経なければならない。
68	第9章 行政運営 条文 (行政評価) 2	文言整理	行政は、行政評価の実施にあたっては、町民等の参加による外部評価を行うとともに、 <u>行政評価</u> に関する情報を公表します。	行政は、行政評価の実施にあたっては、町民等の参加による外部評価を行うとともに、 <u>その結果</u> に関する情報を公表します。
69	第9章 行政運営 条文 (行政手続) 2	文言整理	2 前項に関して必要な事項は、 <u>別に条例で定めます。</u>	2 前項に関して必要な事項は、 <u>美幌町行政手続条例（平成8年美幌町条例第12号）に定めるところにより行います。</u>
70	第9章 行財政運営 解説・考え方 (総合計画)	わかりやすいように追記	総合計画の基本構想及び基本計画、 <u>各施策の基本となる計画</u> の策定や見直しを行うにあたっては町民の参加を図るとともに、検討内容を公表することを規定しています。	総合計画の基本構想及び基本計画、 <u>各施策の基本となる計画（個別計画）</u> の策定や見直しを行うにあたっては町民の参加を図るとともに、検討内容を公表することを規定しています。 <u>なお、実施計画の策定、見直しは予算措置が主なことから町民参加の対象外としております。</u>
71	第9章 行財政運営 条文 (行政手続)	別に条例では他の項との整合性がとれないので、行政手続条例といった条例名にしてはどうか	2 前項に関して必要な事項は、 <u>別に条例</u> で定めます。	2 前項に関して必要な事項は、 <u>美幌町行政手続条例（平成8年美幌町条例第12号）</u> で定めます。